

幼稚園・認定こども園における副食材料費の支払免除について

1 対象施設について

施設型給付の対象となる私立幼稚園及び認定こども園のうち、給食を提供している園が、副食材料費免除の対象園となります。

※ 市立幼稚園では給食を提供しておりませんので給食材料費の支払いはありません。

2 副食材料費の支払免除について

次の（１）、（２）のいずれかに該当する世帯に属する児童の場合、給食材料費（保育料（無料）とは別に保護者負担でお支払いいただく費用）のうち副食材料費（おかず等の材料費）の園への支払いが免除されます。

（１）年収３６０万円未満相当（同一世帯員の市民税所得割額の合計が 77,101 円未満（※））の世帯

（２）小学生３年生以下の子どもが３人以上いる世帯に属する３人目以降の児童

※ 平成３０年度分から京都市など政令市の市民税の税率が６％から８％に変更されていますが、８％ではなく６％に割り戻した額での判定となります。

また、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額、寄附金税額控除、外国税額控除）は、副食材料費支払免除の判定には適用されません。市民税所得割額にこれらの控除額を足した金額（政令市で課税されている場合、これらの控除額を足したうえで税率を８％から６％に割り戻した金額）が、算定に用いる税額となります（以下に記載している所得割額は本注釈の内容のものとなります）。

3 手続きについて

副食材料費免除支払の対象となる方には、京都市から副食材料費支払免除のお知らせを個別にお渡しします。

ただし、以下４に該当する場合は、副食材料費支払免除適用可否の判定にあたって、書類の提出が必要となります。

4 手続きが必要な方

（１）申請児童以外のきょうだいが下表に記載している軽減対象施設・事業を利用している場合

→**同時利用届出書（きょうだい利用）（様式５）**の提出が必要となります。

※ 上記２（１）、（２）に該当する場合、既に副食材料費支払免除対象のため届出は不要です。

※ 届出いただいた場合でも、世帯の児童数が３人未満等、世帯状況により免除対象とならない場合があります。

軽減対象施設・事業
施設型給付の対象でない私立幼稚園、国立幼稚園等（※）、企業主導型保育事業所、特別支援学校幼稚部、里親、助産施設、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

※ インターナショナルスクール等の認可外保育施設（企業主導型保育事業所を除く）や民族学校等又は満３歳未満の私立幼稚園への通園（２歳児接続保育事業等）は軽減対象外であるため、届出の必要はありません。

(2) 京都市で所得の把握ができない方

市民税は、その年の1月1日時点の住所地で課税されます。1月1日時点で日本国内に住所がない方は、国外での所得が分かる書類及び国外居住に係る収入申告書(様式I-23)(※)の提出が必要になります。

また、課税情報の取得に同意していただけない場合や、課税情報が確認できない場合については、課税証明書の提出をお願いすることがあります。

※ 国外収入に係る収入申告書は、お住まいの地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子育て推進担当又は[こちら](#)のホームページから入手してください。

